

令和5年度大鰐町一般会計補正予算（第8号）について

1 概要

物価高騰の影響を大きく受ける低所得者に対する次の支援について、迅速に対応する必要があるため、一般会計補正予算として57,200千円を専決処分しました。2月以降を目途に、順次、支給を開始できるよう事務を進めます。

補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,586,554千円となります。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない方のみで構成される世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。

2 専決処分日

令和6年1月12日（金）

3 補正予算の歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 57,200千円

4 補正予算の歳出

住民税均等割のみ課税世帯への給付金（400世帯分） 40,000千円

低所得者の子育て世帯への加算（300人分） 15,000千円

事務費（郵送料、口座振込手数料、システム改修費等） 2,200千円